

移動販売車(キッチンカー)規約

(2026・4月～)

戸田市商店会連合会

会長 藤田 安志

戸田市下戸田 1 - 7 - 10 (つむぎ Market)

TEL&FAX 048 - 432 - 6587

hanafuji-8722@y7.dion.ne.jp

令和8年度戸田駅西口駅前広場・北戸田駅前移動販売車出店（規約）

- 目的** 日常的な販賣及び非日常的なイベント等も可能な空間をつくるため、市民が様々なカタチで参加したり多様な目的で利用活用できる空間を確保し、駅前空間でのイベントの多様性について実証実験を行います。
- 期間** 令和8年度：(1年ごとの見直しあり)
- 募集区画** 出店場所は戸田駅最大4区画・北戸田駅最大2区画:別紙参照
- 注意事項**
- 1 下記の提出書類等を持参し、登録手続きを行うこと。
戸田市商工会に加入(必須) 持参する者
 - ・出店申し込み用紙
 - ・保健所の営業許可書(飲食店営業・移動販売車による営業に限る)
 - ・身分証明書(運転免許証等の写真付きのもの)
 - ・PL保険加入証明書(加入日注意)
 - ・移動販売車の写真,車内レイアウト、使用機材(発電機・LPガス(使用用途、容量)・炭(使用用途)他
 - 2 移動販売車での出店とします。(移動販売車以外の出店は禁止)
また、アルコールの販売は禁止。(イベント開催時はOKとする)
 - 3 登録者は出店の有無を出店月の前月25日までにLINEで報告。参加多数の場合抽選になります。
販売商品が重なる場合は話し合いで決める。
 - 4 都合により出店をキャンセルする場合、1週間前までに申し出てください。無断キャンセルがあった場合ペナルティーがあります。
 - 5 出店料金は月末締めで指定の金融機関に振り込むこと。振込手数料は負担してください。
 - 6 見えやすい場所に必ずゴミ箱を設置すること。販売終了後は、ゴミ等は必ず持ち帰り、広場内の清掃してお帰り下さい。(清掃当が不十分の場合、今後、出店が出来なくなります。)
 - 7 食品に関する賠償責任(PL保険)等には個々にて必ず加入してください。(食品の安全性については出店者本人の自己責任になります。(戸田市商店会連合会では一切責任を負いません)
クレーム等に関しても誠意をもって対応すること。(賠償に関しても出店者において対応すること。)
 - 8 食品衛生管理者基準を満たすこと(服装、手洗いの励行、アルコール消毒の設置等)。衛生上問題ありと判断した場合(保健所の認可条件に違反しているとみなされる場合)、改善を命じ、従わない場合は、出店許可を取り消します。この場合利用料金の返却は致しません。また、この件に関しトラブルが生じた場合、所管の保健所・警察署へ直ちに通報します。
また、購入者より食中毒の症状、下痢等の苦情があった場合、衛生管理の説明と同時に丁重に対応し報告し所管の保健所に連絡をして対応をする。
 - 9 テーブル・イス等の設置：別紙参照 のぼり等は移動販売車の付近に設置すること。
 - 10 指示に従わない、粗暴な行動、暴言を吐くものは直ちに退去させます。
 - 11 てき屋の販売行為(クジ・射幸心を誘う行為)は禁止。また売価は適正な価格を設定すること
 - 12 広場施設を傷めないよう細心の注意すること。広場を破損させた場合弁償していただく場合があります。車下に汚れ防止用に必ずブルーシートを敷くこと。

13・貴重品や販売商品は自己管理すること。

(盗難被害があった場合、戸田市商店会連合会では一切責任を負いません)

14・水供給はありません。個々で準備してください。

電気・ガス等の火気を使用する場合必ず業務用消火器(10型)を設置すること。

15・協賛金： 戸田駅 1日2,500円 (約20㎡・キッチンカー1台分)

北戸田駅 1日無料 (令和9年3月までとする)

16・利用可能時間：戸田駅 9時～21時 (準備、後片付け含む)

北戸田駅 14時～21時 (準備、後片付け含む)

会場内の出入りは歩行者に十分注意してハザードランプ点灯し徐行運転すること。

17・登録者全員の連絡方法はLINEで行う。

18・会場の出店場所等を汚れ破損がないか写真を撮り必ずLINEで報告すること

19・問い合わせ：戸田市商店会連合会 会長 藤田安志(つむぎ Market)

〒335-0011 戸田市下戸田1-7-10 &Fax048-432-6587 携帯090-3530-3208

その他

- ・実施時間の午前9時～21時までとする。(準備や後片付けについても実施時間内に行う)
- ・商品等の冷却用水及び水、汚水等の排出禁止。
- ・イベント開催中、周囲の道路への車両の駐停車禁止。(近隣コインパーキングを利用)自転車も同様
- ・戸田市商工会への加入は必須・各商店会加入は任意

禁止事項

- ・公序良俗に反する事
- ・反社会勢力等との関係を有すること
- ・騒音、悪臭等により、周囲に迷惑になること
- ・通行の妨げや周辺歩行者に危害が及ぶこと
- ・政治団体、宗教団体等による集会
- ・広場及び周辺施設を破壊する恐れがあること